

香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月19日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第22号

香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校において<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）<u>第20条</u>又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第63条（規則第79条の規定によって準用される場合を含む。）により臨時休業を行ったとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>2 市町教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、県教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校において<u>学校保健法</u>（昭和33年法律第56号）<u>第13条</u>又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第63条（規則第79条の規定によって準用される場合を含む。）により臨時休業を行ったとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。